

送迎付き介護予防教室春コース（4～9月 全20回）が始まります

最近外出が減り、家に閉じこもりがちになってきた人を対象とした教室です。介護保険の利用を考える前に参加してみませんか。

| 教室名    | 内容                                        | 参加費用           | 曜日  | 時間                   | 会場           | 開始日         |
|--------|-------------------------------------------|----------------|-----|----------------------|--------------|-------------|
| 転ばん隊   | 杖がないと移動できないなどの足腰が弱まってきた人向けに、椅子に座って運動をします。 | 9,000 円 / 6 ヶ月 | 月曜日 | 午前 10 時 30 分～正午      | 直方の杜（送迎有）    | 4 月 17 日（月） |
|        |                                           |                | 水曜日 |                      |              | 4 月 19 日（水） |
| 男の運動塾  | 男性のみの健康体操教室です。（昼食付き）                      | 1,000 円 / 1 回  | 金曜日 | 午前 10 時 30 分～午後 1 時  | 直方の杜（送迎は要相談） | 4 月 14 日（金） |
| いきいき隊  | 転倒に対して不安のある人向けに、転ばないための身体づくりを行います。        | 3,000 円 / 6 ヶ月 | 火曜日 | 午前 10 時 30 分～正午      | 直方の杜（送迎は要相談） | 4 月 18 日（火） |
|        |                                           |                | 木曜日 |                      |              | 4 月 20 日（木） |
| 脳の健康教室 | 認知症予防のための「くもん」と音楽療法や運動・レクリエーションを行います。     | 2,160 円 / 1 ヶ月 | 木曜日 | 午後 0 時 30 分～2 時 30 分 | 長光園（送迎有）     | 4 月 6 日（木）  |

持って来るもの…上靴・タオル・飲料水等

対象…市内に住んでいる65歳以上の人

送迎サービスを利用する場合は介護保険や総合事業の通所サービスとの併用はできません。

※のおがた元気ポイント対象事業



問い合わせ…健康福祉課高齢者支援係（TEL 25-2391）

リサイクル活動団体奨励金制度をご活用ください

問い合わせ…環境業務課庶務係（TEL 26-4992）

市ではごみ減量のため地域の資源回収の推進と継続を目的として、資源回収を行った団体に回収量に応じた奨励金を交付しています。

《対象団体》  
公民館、自治会、子供会、PTA、老人クラブなど、市内に住んでいる人で構成される団体

《対象品目》  
家庭から回収された新聞紙、雑誌類、ダンボール、古布、空き缶（アルミ缶、スチール缶）

《奨励金の額》  
1キログラムあたり5円

《奨励金の請求》  
●奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめリサイクル活動団体登録申請書にて登録をしてください。また、資源回収を開始するにあたり集積場所に回収設備を設置しようとするときは、リサイクル準備金申込書にて市に準備金の交付を申請することができます。

●奨励金を請求する場合は、リサイクル活動団体奨励金交付申請書にリサイクル活動の実績を証する書類（資源回収業者が発行する計量証明書等）を添えて申請してください。

※初めて奨励金を申請する際は、奨励金を振り込む口座の通帳のコピーが必要です。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員はこれまでの選挙制から、議会の同意を要件とする市長の任命制になるとともに、さらなる農地の利用の最適化（担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等）を進めるため、新たに現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

市では、7月20日より改正法に基づく新たな農業委員会が発足することから、次のとおり、農業委員および農地利用最適化推進委員の募集を行います。

| 農 業 委 員                                                                                                                                                          | 農地利用最適化推進委員                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 業 務 概 要                                                                                                                                                      |                                                                                          |
| ◎農地法に基づく許認可に伴う審議、議決および現地調査（議決権あり）<br>◎推進委員と連携して農地の集約化や耕作放棄地の解消などの現場活動<br>◎農家からの相談対応、助言、指導                                                                        | ◎農地法に基づく許認可に伴う意見の陳述および現地調査（議決権なし）<br>◎担当する地区での農地の集約化や耕作放棄地の解消などの現場活動<br>◎農家からの相談対応、助言、指導 |
| 任 期                                                                                                                                                              |                                                                                          |
| 平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年間）                                                                                                                                       |                                                                                          |
| 報 酬                                                                                                                                                              |                                                                                          |
| 月額 35,400円                                                                                                                                                       | 月額 32,400円                                                                               |
| 募 集 人 数                                                                                                                                                          |                                                                                          |
| 14人以内                                                                                                                                                            | 7人以内                                                                                     |
| 受 付 期 間                                                                                                                                                          |                                                                                          |
| 4月3日（月）～5月1日（月） 午前8時30分～午後5時<br>※土・日・祝日を除く（郵送の場合は受付期間内必着。当日消印有効ではありません。）                                                                                         |                                                                                          |
| 推 薦 ・ 応 募 方 法                                                                                                                                                    |                                                                                          |
| 所定の書類に必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局へ提出<br>推薦・応募の際は、「直方市農業委員募集要項」または「直方市農地利用最適化推進委員募集要項」をご覧ください。事前にご確認いただきたいことや、必要書類を掲載しています。要項は、市ホームページからダウンロードするか、農業委員会事務局窓口で受け取ることができます。 |                                                                                          |
| 選 任 方 法                                                                                                                                                          |                                                                                          |
| 農業委員会委員候補者選考委員会において、書類審査等を行い、市議会の同意を得て市長が任命する。                                                                                                                   | 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において、書類審査等を行い、農業委員会が委嘱する。                                             |
| そ の 他                                                                                                                                                            |                                                                                          |
| 推薦および募集に応募できる人は、農地につきその耕作を営む人、またはその家族で農業委員会が認めた人となります（利害関係を有しない人を除く）。<br>不明な点等は、書類の作成・提出の前にお問い合わせください。                                                           |                                                                                          |

問い合わせ…農業委員会事務局（TEL 25-2333）